

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1. 施設経営法人

令和7年4月1日より適用

法人名	社会福祉法人 桐栄会
法人所在地	青森県青森市浪岡大字樽沢字村元330番地7
電話番号	0172-62-9201
FAX番号	0172-62-9019
代表者氏名	理事長 中川 晴信
設立年月日	昭和61年 8月 7日

2. 施設の概要

施設名	特別養護老人ホームゆうゆう荘
所在地	青森県青森市浪岡大字樽沢字村元330番地7
電話番号	0172-62-9201
FAX番号	0172-62-9019
介護保険事業所番号	第0272300104号
管理者	施設長 田中 多津子
当施設の運営方針	① 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。 ② 自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善を図ります。 ③ 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を的確に把握します。 ④ 指定介護予防短期入所生活介護を行うに当たっては、概ね4日以上連続して利用する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行います。 ⑤ 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。 ⑥ 指定介護予防短期入所生活介護の提供に際しては、常に指定介護予防通所介護事業所等との連携及び支援の体制を整えます。 ⑦ 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。 ⑧ 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。 ⑨ 事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めます。 ⑩ 本体施設である指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業と一体的に運営する。

3. 事業所の概要

短期入所生活介護

平成6年4月1日開設

建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建て
	延べ床面積	252㎡
利用定員		12名 (介護老人福祉施設に空床がある場合には、空床を短期入所生活介護にご利用できます。)

(1) 居室

居室の種類		部屋数	面積(1室あたり)
多床室	4人部屋	2室	41㎡
	2人部屋	1室	24㎡
個室		1室	21㎡
		1室	24㎡

(2) 主な設備

設備の種類		数	面積
医務室		1室	20㎡
静養室		1室	19㎡
食堂、機能訓練室		1ホール	204㎡
浴室	一般浴	1室	29㎡
	特別浴室	1室	36㎡

(3) 主な職員体制

平成30年4月1日現在

職名	常勤	非常勤	主な保有資格
施設長(管理者)	1名		社会福祉主事
生活相談員	1名		介護福祉士
看護職員	4名		看護師 准看護師
介護職員	23名	3名	介護福祉士
機能訓練指導員	3名		准看護師
介護支援専門員	1名		
栄養士	1名		
医師		1名	

4. 施設サービスの内容

(1) 介護保険給付対象サービス

種 類	内 容
栄養管理	○ご利用者の年齢や心身の状況に配慮した、適切な栄養量および内容の食事提供のために、栄養士を配置しています。
排泄	○状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ○おむつを使用せざるを得ない場合には、心身および活動状況に適したおむつを提供し、排泄状況をふまえて適切に交換します。
入浴	○週 2 回の入浴または清拭を行います。 ○寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いて入浴を行います。
離床 着替え 整容	○寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ○生活のリズムを考え、毎朝の着替えを行うよう配慮します。 ○適切な整容が行われるよう援助をします。
機能訓練	○ご利用者の心身の状況等により、必要に応じて生活機能の改善または維持のための機能訓練を行います。
健康管理	○常にご利用者の健康の状況に注意し、健康保持のために適切な措置をとります。
相談・援助	○ご利用者およびそのご家族等からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。
教養娯楽	○必要な教養娯楽設備を備えるとともに、適宜レクリエーション行事を企画します。
送迎	○ご利用者の心身の状態、家族等の事情等により送迎が必要と認められるご利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行います。

(2) 介護予防給付外サービス

◆当事業所のご利用期間（退所日を含む）について、ご利用いただくサービス

種 類	内 容
滞 在	○居室をご利用いただきます。

◆ご利用者のご希望により提供するサービス

種 類	内 容
食 事	○食事を提供いたします。 食事は、食堂でとっていただきますが希望があれば居室でも対応いたします。 食事を開始していただく時間 (朝食) 午前 7 時 3 0 分～午前 8 時 3 0 分 (昼食) 午前 11 時 3 0 分～午後 12 時 3 0 分 (夕食) 午後 5 時 0 0 分～午後 6 時 0 0 分
理 髪	○理髪店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
複写物の交付	○サービス提供に関する記録の複写物の交付を受けることができます。
日常生活品の提供	○ご利用者の希望により事業所が準備できるものについては、個別の日常生活品をご利用いただけます
レクリエーション クラブ活動	○事業所が企画するレクリエーション、クラブ活動等にご参加いただけます。

5. 利用料

(1) 介護予防給付対象サービス

◆併設型介護予防短期入所生活介護サービス（1日あたり）

要介護度	多床室をご利用の場合			
	サービス費	利用料		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	4,510円	451円	902円	1,353円
要支援 2	5,610円	561円	1,122円	1,683円

要介護度	個室をご利用の場合			
	サービス費	利用料		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	4,510円	451円	902円	1,353円
要支援 2	5,610円	561円	1,122円	1,683円

◆付加サービス

種 別	サービス費	利用料		
		1割負担	2割負担	3割負担
送迎加算	1,840円	184円	368円	552円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円	22円	44円	66円
若年性認知症利用者受入加算	1,200円	120円	240円	360円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月の総単位数に14.0%乗じた単位が加算されます。			

※送迎加算

利用者の心身の状況、家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、原則として、送迎車により利用者の居宅まで個別に送迎した場合に加算されます。

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が80%以上、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上のいずれか配置されている場合1日あたりにつき加算されます。

※若年性認知症利用者受入加算

若年性の認知症の利用者を受け入れ、個別に担当スタッフを定めた上で、担当スタッフを中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合に算定されます。

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員の処遇改善、資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所が算定できるものです。

(2) 介護予防給付対外サービス

◆当事業所をご利用される場合、ご利用いただくサービス（1日あたり）

種 類	内 容
滞 在	滞在費 個室 1, 231円 多床室 915円

◆ご利用者のご希望により提供するサービス

種 類	利 用 料
食 事	食費 朝食 400円 昼食 490円 夕食 555円
理 髪	1回1,500円
複写物の交付	1枚10円（郵送ご希望時は＋郵送料実費）
日常生活品の提供	日常生活品購入代金実費
レクリエーション、クラブ活動	材料費、交通費等実費

(3) 利用料の軽減措置について

①介護予防負担限度額の認定証をお持ちの方はご提出ください。

滞在費は当該認定証に記載の負担限度額となります。

ご利用となった食費が当該認定証に記載の負担限度額を超える場合、食費は当該認定証に記載の負担限度額となります。

負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	食 費	滞 在 費	
		多床室	個室
第1段階	300円	無料	380円
第2段階	600円	430円	480円
第3段階①	1,000円	430円	880円
第3段階②	1,300円	430円	880円

②介護予防給付サービス利用料については、高額介護予防サービス費により利用者負担上限額が月額で設定されています。負担上限額を超えて実際にご負担された額について、市町村より払い戻されます。

(4) 施設立替金

医療費（通院費・薬代）及び日用品費（個人的に使用する物）は、施設で立て替え、月末に利用料と共に請求させていただきます。但し、入院一時金や入院費用など高額なものは立て替えできませんのでご了承ください。

6. 利用料のお支払い方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までに次のいずれかの方法によりお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

① 下記指定口座への銀行振込（振込手数料はご負担ください）

銀行及び口座 青森みちのく銀行浪岡支店 普通口座 3522270
名 義 特別養護老人ホームゆうゆう荘（福）桐栄会 理事長 中川晴信

②窓口での現金支払

③口座自動引落

7. 虐待防止について

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ①虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果の従事者への周知徹底。
- ②虐待の防止の為の指針の整備。
- ③虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施。
- ④利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- ⑤その他虐待防止のために必要な措置。
- ⑥虐待防止のための措置を適切に実施するために担当者を設置。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 身体拘束防止について

(1) 当施設では、入居者又は他の入居者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。緊急やむを得ない場合とは、次の三つの要件をすべて満たしていると判断された場合に限ります。

- ①切迫性・・・入居者本人、または他の利用者の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高いこと。
- ②非代替性・・・身体拘束、その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。
- ③一時性・・・身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものであること。

(2) 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

- ①身体拘束適正化検討委員会を設置する。
- ②「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- ③入居者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

9. 衛生管理について

(1) 事業所は利用者使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めます。

10. 感染症対策について

感染症又は食中毒の予防及び、まん延の防止対策を検討する「感染対策委員会」を6ヶ月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。またそれらについて、職員教育及び、訓練を定期的に行い、予防及びまん延防止に努めます。

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情受付担当者	介護支援専門員 相馬 貴子
受付時間	午前9時～午後5時
電話番号	0172-62-9201

- ①苦情解決にあたり、受付担当者は苦情解決責任者、第三者委員に報告し、内容を確認、苦情申出人に対して報告を受けた旨、通知します。
- ② 苦情解決責任者は苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます

(2) 行政機関その他苦情受付機関

青森市役所 介護保険課 事業所チーム	所在地 青森市新町一丁目3番地7号 電話番号 (017) 734-5257 FAX (017) 734-5355 受付日時 毎週月曜日～金曜日(但し、休日を除く) 午前8時30分～午後6時00分
青森県 国民健康保険団体連合会	所在地 青森市新町2丁目4番1号青森県共同ビル3階 電話番号 (017) 723-1301 FAX (017) 723-1088 受付日時 毎週月曜日～金曜日(但し、休日を除く) 午前9時00分～午後4時00分
福祉サービス相談センター (青森県運営適正化委員会)	所在地 青森市中央3-20-30(県民福祉プラザ内) 電話番号 (代表) (017) 731-3039 FAX (017) 731-3098 受付日時 毎週月曜日～金曜日(但し、休日を除く) 午前8時30分～午後5時00分
第三者委員	舘山 新一 横山 盛雄

1.2. 協力医療機関・歯科医療機関

名 称	所 在 地	診 療 科
ときわ会病院	藤崎町大字榊字亀田2-1	内科、外科、消化器科 リハビリテーション科 整形外科
黒石厚生病院	黒石市大字黒石字建石9-1	内科、外科 心臓血管外科、放射線科
赤川齊藤歯科医院	青森市浪岡大字浪岡字平野26-4	歯科

1.3. 緊急時の対応

ご利用者に容体の急変等があった場合、主治医または協力医療機関、ご家族または緊急連絡先に速やかに連絡をする等の必要な措置をいたします。
ご家族等の連絡先に変更がありましたら、速やかに事業所へお知らせください。

1.4. 事故発生時の対応について

- ①当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故に際して行った処置を記録します。
- ②当施設において、事業所の責任により、入所者に生じた損害については、事業者は速やかに損害を賠償します。
- ③前項の場合において、当該事故の発生につき、入所者に故意又は過失が認められる場合には損害賠償額を減じる場合があります。
- ④施設は万一の事故に備えて、施設賠償責任保険に加入しています。

1.5. 秘密保持と個人情報の保護について

施設の職員は正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はそのご家族の秘密を漏らしません。
入所者又はご家族の個人情報を用いる場合は、別途同意していただく個人情報の使用同意書によります。

1.6. 非常災害時の対策について

災害時の対応	消防・風水害・地震等の計画に基づき迅速に対応します。
--------	----------------------------

防災設備	自動火災報知設備 非常用放送設備	排煙用天窓 強化液消火設備	自動防火扉 スプリンクラー設置	消火器	発電機
防災訓練	総合訓練（年２回） 消火・通報・避難訓練（随時） 感染症発生時訓練				

17. ご利用の際にご留意いただく事項

面会時間	・午前７時～午後８時
所持品の持ち込み	・お持ち込みを希望する所持品は、事前に職員にお申出ください。 ・共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、事業所が制限する場合があります。
設備等の利用	・故意に設備等を壊したり、汚したりした場合には、自己負担により現状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

18. その他

- （１）施設は、従業者に対し、認知症介護に関する基礎的な教育を行います。
- （２）施設は、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であつて、それらが業務を超えたものにより従業者の就業関係が害されることを防止する為、必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

介護予防短期入所生活介護の利用契約にあたり、ご利用者に対して契約書並びに本書面に基づき重要な事項の説明をしました。

事業所

所在地 青森県青森市浪岡大字樽沢字村元３３０番地７
名 称 特別養護老人ホーム ゆうゆう荘

説明者氏名 _____ 印

私は、契約書並びに本書面に基づき重要な事項の説明を受け、介護予防短期入所生活介護サービスの提供について同意いたします。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

上記代理人 住所 _____

氏名 _____ 印